

文京区景観づくり条例（平成二十五年九月文京区条例第三十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区景観づくり条例 平成二十五年九月二十七日 条例第三十五号 <u>令和〇年〇月〇日条例第〇〇号</u> 第一章から第五章まで（略） 第六章 文京区景観づくり審議会等 第二十五条（略） （組織） 第二十六条 審議会は、二十人以内の委員で組織する。 2 委員は、景観づくりに関し識見を有する者、区民等<u>及び区議会議員</u>、 _____のうちから、区長が委嘱_____する。 3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>（小委員会）</u> <u>第二十六条の二 審議会の効率的な運営を図るため、審議会に小委員会を置くことができる。</u> <u>2 小委員会は、審議会が定める事項について調査し、又は審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。</u> <u>3 小委員会は、次条第一項に規定する景観アドバイザー及び良好な景観</u>	○文京区景観づくり条例 平成二十五年九月二十七日 条例第三十五号 第一章から第五章まで（略） 第六章 文京区景観づくり審議会等 第二十五条（略） （組織） 第二十六条 審議会は、二十人以内の委員で組織する。 2 委員は、景観づくりに関し識見を有する者、区民等、<u>区議会議員及び区職員</u>のうちから、区長が委嘱し、<u>又は任命</u>する。 3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>（新規）</u>

改正後（案）	現行
<u>づくりに資すると区長が認めた者のうちから区長が委嘱する委員その他規則で定める委員十人以内をもって組織する。</u> <u>4 前三項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第二十七条（略） 第七章（略） 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第二十七条（略） 第七章（略）